## 第31回東京都環境審議会総会

平成19年12月21日(金)都庁第二本庁舎31階特別会議室21

## 午後5時10分開会

〇山下課長 皆様大変お待たせいたしました。ただいまから第 31 回東京都環境審議会の 総会を開催いたします。

委員の皆様にはお忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。私、 事務局を務めさせていただいております東京都環境局環境政策課の山下でございます。よ ろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の出席についてお知らせ申し上げます。ただいまのご出席の委員は 16 名でございまして、臨時委員の方を含めました委員総数の 26 名の過半数に達しております。 審議会規則に定める定足数を満たしておりますので、この会議は正式に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、東京都環境局長の吉川よりご挨拶を申し上げます。 〇吉川局長 環境局長の吉川和夫と申します。貴重なお時間をいただいて、一言だけご挨拶をさせていただきます。

私、今年の6月1日に環境局長に就任いたしまして、きょう初めて審議会の先生方とお 会いをするということでご挨拶をさせていただきます。

本当に長い間これまでご議論をいただきまして、きょう環境確保条例の改正についての中間まとめという議事をいただくわけですが、大変年末の押し詰まった時期に、また、こういう夕刻の時間にご出席をいただきまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

私、先日、12月の10日だったと思いますが、東京都は都民の皆様のいろんなご意見を 伺うということで、インターネットでの都政モニターアンケートというのをやっておりま す。そこで、先生方ご案内のとおり、東京都は昨年「10年後の東京」という都市戦略を発 表しましたけれども、その「10年後の東京」の中で、最も都民が関心を持っている事項、 これについて調査をしましたら、その第1位が地球温暖化でございまして、率も61%とい うことでございました。

このことに象徴的にあらわれておりますけれども、ただいまこの環境審議会でご審議いただいているテーマは、都民の皆様から大変大きな期待といいますか、関心を持っていただいているということで、皆様方のご審議が極めて重要だというふうに思っております。

本日、中間まとめのご審議について実りあるものにしていただくことをお願いして、私 の冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたしま す。

○山下課長 それでは、初めに本日の資料を確認させていただきます。

お手元配布でございますが、会議の次第がございまして、次いで右上に資料1とございます環境確保条例の改正について(中間のまとめ)の(案)、分厚いものを配布させていただいております。次いで右上に資料2と書いてございますが、今後のスケジュール、A4縦の1枚でございます。それから、参考資料といたしまして4種類配布させていただいております。委員の皆様の名簿、それから諮問書、そして関係の規定ということになってございます。何か不都合な点がございましたらば、事務局までお申しつけいただければと存じます。

それでは、これからの議事につきましては、小早川会長にお願いいたしたいと存じます。 会長、よろしくお願い申し上げます。

○小早川会長 それでは、ただいまから会議次第に従いまして、議事を進めてまいりたい と存じます。

そこで本日の議事は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例) の改正について(中間のまとめ)」ということでございます。

この「環境確保条例の改正」につきましては、先ほど局長からもお話がございましたように、本年5月31日に環境審議会に諮問されまして、条例改正特別部会で検討するようにということで付議をしておりました。そこで特別部会で審議がなされましたが、私がその部会長も仰せつかっておりました。したがいまして、以下、審議会の会長としてではなく、特別部会の部会長としまして、この部会でとりまとめられましたものにつきましての報告をさせていただきたいと存じます。

お手元に資料1の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)の 改正について(中間のまとめ)(案)」というものがございますので、これを用いてご説明 をさせていただきます。

まず、審議経過につきましてですが、これは資料1の最終ページをご覧いただきたいと存じます。2007年5月31日に知事より環境審議会に対し、環境確保条例の改定について諮問がされまして、この検討を付議された条例改正特別部会を2回、それからまた、その下に設置いたしました分科会において、現在までで計4回にわたって審議を行ってまいりました。本日は、これまでの審議の内容について一定の整理を行ったものを、中間のまとめ案としてこの審議会に報告をさせていただく次第であります。

そこでまず、全体構成であります。この資料1の冒頭にお戻りいただきまして、1ページをご覧ください。

第1「今回の環境確保条例改正に関する諮問及び審議の経緯」ということで、ここでは、 昨年この審議会で、「環境基本計画の改定のあり方」についての諮問を受け、それについて 中間のまとめが報告され、その認識に立ちまして、都から今度は環境確保条例の改正につ いて諮問を受けたという、その経緯について示しております。

次に、2ページをご覧いただきます。

第 2「東京における気候変動対策の意義と条例改正の視点」ということであります。今回の条例改正につきまして、「気候変動対策」を中心に取り組むことの意義と今回の条例改正検討の視点についてここでまとめております。

まず、そのうちの気候変動対策に取り組む意義としましては、温暖化に伴う熱波や干ばつ、降雨量の増加といった異常気象が頻発し、地球規模の気候変動が今現実に起こりつつあることを踏まえて、直ちに気候変動対策に取り組むべきであるという認識であります。こうした認識のもとに、東京が率先して気候変動対策を強化することは3つの意義があるというふうに考えております。

2ページの下のほうでありますが、第一に、気候変動のもたらす脅威から都民の生命、 財産、健康を守るとともに、東京自身の持続可能な発展を可能にするということでありま す。

第二は、東京において、エネルギーを必要最小限だけしか使わずに、豊かで快適な都市 生活を送ることができる低炭素型の社会をいち早く実現し、それを新たな都市モデルとし て世界に発信することであります。

第三に、実効性のある具体的な対策をなかなか示せない国に代わって、先駆的な施策を 実現し、我が国の気候変動対策の行き詰まり状態を打開することであります。

こうした3つの意義を踏まえた上で、次のような視点をもって、条例改正の検討が行われるべきであると考えております。

4ページであります。

第一に、新たな制度の構築は、様々な事業、施策の構築、企業やNGO等との連携などを含めて、総合的な気候変動対策の推進の一環として位置づけられる必要があるということであります。

第二に、温暖化対策のこれまでの経験を踏まえるとともに、気候変動の危機の深刻化に

対応した制度の構築が必要だということであります。

第三に、確保条例に規定すべき内容に関しましては、今回の中間のまとめで具体的に提起した内容に限られるべきではないということでございます。

次、3 ページをご覧いただきますと、第3「今回の環境確保条例改正にあたっての基本的考え方」ですが、ここで基本的なデータとしまして、「都内の温暖化ガス排出量の動向」をお示しした上で、「東京の地域特性を踏まえた制度構築のあり方」についての基本的な考え方を示しております。

次、7ページにまいりますが、第4「新たに規定する事項の内容」ということでありまして、これが1から始まって7項目でございます。ここにこれまでの検討内容をまとめております。

それからずっとまいりまして、48ページまでお進みください。

ここで最後に第5「今後の気候変動対策の展開に向けて」といたしまして、「国や他自 治体との連携」、「制度の検証と見直し」、「気候変動対策の更なる展開」ということにつき ましてお示しをしております。

全体の構成はそのようなことでございます。そこで、特別部会での審議の様子も皆様実際にはご承知であり、きょうは特別部会での「中間のまとめ(案)」から変更のあった点につきまして、そこに焦点を絞って事務局からの説明を更に付け加えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小沼副参事 環境政策担当副参事の小沼でございます。では、私のほうから説明させて いただきます。

12 月3日に開催いたしました第2回条例改正特別部会でお示しをいたしました中間のまとめ案、こちらのほうからの修正点について、私のほうからご説明させていただきます。

なお、本日お示ししております資料は、前回の審議を受けまして、小早川部会長とも調整の上、修正したものとなってございます。

それでは、主な修正点についてご説明します。まず、2ページをお開きいただきたいと 思います。

「第2 東京における気候変動対策の意義と条例改正の視点」のところでございます。 2ページの中ほどでございますが、COP13につきまして、記述を新たに追加しております。前回のご審議以降の状況といたしまして、先週末まで開催されましたインドネシア、バリ島における「第13回国連気候変動枠組条約締結国会議(COP13)」でございます

けれども、こちらのバリロードマップの採択がありましたので、新たな気候変動対策の国際的動向として、総論部分に記載をさせていただいております。

また前回のご審査の際に、東京都の気候変動対策としましては、緩和策に加えまして、 適応策もあるのではないかというご議論がございました。今回の条例改正によります規定 の変更には該当しませんが、総論部分で適応策についても述べるということで、3ページ、 一番下側でございますけれども、適応策についての記載を追加したところでございます。

次に、5ページからが今回の条例改正に当たっての基本的考え方でございます。「東京の地域特性を踏まえた制度構築のあり方」といたしまして、6ページに部門別の考え方を述べてございます。一番下に今回参考としまして加えさせていただきましたが、「東京都と全国の部門別CO2の排出量割合」、こちらのほうを施策の参考ということで、新たにグラフでお示しをしたところでございます。

また、前回のご議論の中で公平性につきましての一連の議論がございました。14ページのところをお開きいただきたいと思います。

14ページ、その他の地球温暖化対策計画制度の強化、温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入のところでございますが、14ページの「その他の意見等」のところに下から2つ目のところでございますが、排出量取引制度のポイントのところで追加記述をいたしたところでございます。併せまして、ご議論のありました制度の透明性の確保についても、その下に追加記述をさせていただいております。

それから、やはり前回のご審議の際に、ステークホルダー・ミーティングでの開催経過も記述したほうがよいというご意見をいただいたところでございます。今回の資料1の一番最後、先ほどお開きをいただきました「東京都環境審議会における検討経過」、こちらの下のほうにステークホルダー・ミーティングについても開催結果を追加記述としたところでございます。

更に、前回 12月3日のご審議の際、委員の先生方からの追加のご意見がある場合には、 12月7日までご意見を事務局宛いただくようにお願いをしておりました。また、ご審議を 欠席された委員の先生方もいらっしゃいましたので、併せて、私どものほうで資料を送付 し、同様にご意見のお伺いをいたしたところでございます。その結果、佐土原委員のほう からご意見をいただいております。

ちょっと戻りますが、18 ページでございます。18 ページから「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度(仮称)の導入」を記述してございます。ここについての

ご意見を追加でいただいたところでございます。修正箇所は21ページになります。

(2)の「制度強化の内容」のイの「開発事業者の役割」、その更に下の(イ)の「義務の内容」の⑤のところでございます。前回の資料では、ここで⑤の知事の指導・助言の記述が不明確な記述になってございましたが、今回、委員のご指摘を受けまして、知事の助言・指導の内容の記述を明確にしたところでございます。なお、このほか全体を通してになりますが、文章をわかりやすくするために、内容をわかりやすくするために、グラフに表記を加える、あるいは説明的な文章を加えるなど、文章、語句的な微修正を全般的にいたさせていただいているところでございます。

前回資料からの主な修正点は以上でございます。

○小早川会長 ありがとうございました。それではご審議いただきますが、それに先立ちまして、1件ございます。審議会の各委員宛に、これは日本経済団体連合会をはじめとした経済団体、企業などから、「環境確保条例改正に向けた審議に対する意見」というものが郵送で送付されていることと存じます。これは委員からの意見とは性質の違うものでございますし、この審議会としましては、様々なチャンネルを通して、様々な方々のご意見を伺い、それを踏まえながら審議を進めてきたところでありまして、その意味では、そういった様々なご意見の一つということではあるのですが、都が主催しております、先ほどの言及のありましたステークホルダー・ミーティンクのメンバーの重要な方々であるということもあり、私としましては、特別にきょうの審議会でこの件についても取り上げるということにしてはどうかと考えた次第であります。

そこで事務局にお願いをして、その写しをきょうの席上、お手元に配布させていただい たという次第であります。

そういうことで、きょうの審議の参考にしていただければと思いますが、内容としまして、若干この審議の進め方にかかわる点もございますので、その点に関しては、審議会としてどういうふうに考えるかということをきちんとしておく必要がございます。その意味で、このペーパーの内容に関して、事務局のほうから何かコメントがあれば、それをお聞きしたいと思いますけれども。

○小沼副参事 それでは事務局のほうからお手元にお配りをさせていただいております資料につきまして説明をさせていただきます。

お手元に意見書としまして、日本経済団体連合会をはじめ、東京ビルヂング協会、日本 百貨店協会、不動産協会、日本ホテル協会、石油連盟、東京電力、東京ガスさんと、それ ぞれ8社の団体企業の連名で「環境確保条例改正に向けた審議に対する意見」ということで、環境審議会の各委員宛に郵便等によりまして送付されたということでございます。この内容につきまして、事務局としてご説明をさせていただきたいと思います。

本年6月に策定いたしました東京都の気候変動対策方針、こちらに対しまして、私ども、 事業者団体、それから環境NGO、都民、専門家、幅広い方々にお集まりをいただいて、 方針に対しまして、相互に意見を出し合っていただき、より質の高い施策形成につなげる 場として、ステークホルダー・ミーティング、意見交換会をこれまで2回開催したところ でございます。

こちらのほうのお手元の意見書の中では、そのステークホルダー・ミーティングの場に おきまして、大規模事業所に対する削減義務、そして排出量取引制度について、具体的な 問題指摘をしたにもかかわらず、都から何ら具体的な回答をいただいていないという指摘 をいただいております。

このことにつきましては、ステークホルダー・ミーティングの際、参加いただいた各団体から、当日、私どもで用意しました配布資料に関しまして、事前にご質問、ご意見をいただいたところでございます。いただいたご意見、ご質問に対して、すべてのご意見、ご質問に対しまして、一問一答の形で都側の考え方を資料としてとりまとめ、その場で回答を申し上げております。

また、各団体からいただいた様々なご意見の中で、多くの団体に共通する基本的な考え 方にかかわる主な論点につきましては、「削減義務と排出量取引をめぐる7つの論点」とい う形で、都側の考え方をとりまとめ、ご回答申し上げたところでございます。

これらの資料につきましては、先月 19 日に開催いたしました都環境審議会の第3回条 例改正部会の分科会におきましても、参考資料として配布させていただいたところでございます。

次に、意見書によりますと、当審議会の「条例改正中間まとめ案」、この中には、こうした経済界の意見が反映されていないばかりか、意見が出された事実すら記載されていないなど、政策形成の手続上、問題があるとの指摘をいただいております。このことにつきましては、前回開催いたしました 12 月 3 日、こちらの第 2 回条例開催特別部会におきます事務局から提示申し上げた中間のまとめ案、これに対するご指摘かと存じます。

まず、この東京都環境審議会の場におきましても、ステークホルダー・ミーティングで いただいたご意見、ご質問、それから、それに対します都側の考え方をご審議の参考とし て、資料を配布し、ご説明させていただいております。併せまして、東京都環境局のホームページによりましても、ステークホルダー・ミーティング、それから環境審議会のいずれにおきましても、配布資料、議事録の公開を随時行ってきたところでございます。

また、中間のまとめ案では、経済界からの意見にもございます、これまでの過去の省エネ努力の削減実績への反映ですとか、トップランナー事業者への配慮等々、既に具体的に制度の中に盛り込んでいるものもございます。更に先ほど、前回資料からの変更点ということで私のほうからご説明させていただきましたが、前回の中間のまとめ案、こちらの審議の中でのご意見も踏まえまして、割り当ての公平性に関するご意見、あるいはステークホルダー・ミーティングの議論の経過につきまして、本日の資料、中間まとめの中に記述しているところでございます。

以上でございます。

○小早川会長 事務局の認識としては、ただいまの説明のような対応をしているということでありまして、私としましても、これまでの審議会の進め方については、今、説明のとおりであったというふうに思っております。

それでは、この意見書につきましては、きょう席上に配布してあるということでご覧いただきながら、審議をお願いしたいと存じます。

先ほど条例改正特別部会からの報告をさせていただきましたが、その内容につきまして、 皆様からご意見、ご質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。

特に、先ほど事務局から説明していただきました特別部会以後、きょうの資料で変更された点につきましては、この席でご確認いただいて、これでよいかどうかということをお考え、ご検討いただきたいと思いますが、平田委員どうぞ。

○平田委員 2ページにCOP13に関しての記述を加えていただいております。私もこの会議に参加してまいりましたけれども、この会議の結果の正確なところは、条約のもとで新しいロードマップが立ち上がったということと、それから京都議定書のもとでの、今まで2年前に立ち上げられた特別作業部会との2つトラックが並行して交渉が進められて、2009年に合意をするというものであります。残念なことに国内の報道では、1つ目のアメリカや途上国が参加したロードマップだけが報道されて、そこで数値目標のようなものが落ちたということが報道されましたが、併せて京都議定書のもとでの合意では、先進国が90年比で2020年に25%から40%削減しなければならないことですとか、今後排出を10年から15年後にピークを迎えて、半減まで大幅に削減していかなければならないことな

どの数字がはっきり明示されています。

この2つの条約と議定書とのバランスの中で、最終的な妥協が図られたというのが実際のところでありますので、この議定書のもとでの先進国の削減義務を話し合う、もう一つのトラックのほうの数字の言及があったことも、ぜひ言及していただいたほうがいいかなと思います。また、その結果を受けますと、東京都が中期的に25%の削減を目指して取り組んでいくということの重要性が一層裏打ちされるものになろうかと思います。

それから、経済界からの資料を私も郵送でいただきまして、拝見しましたけれども、「特に大規模排出事業者の削減義務と排出の取引については、ここには強度の規制により企業の公正な競争や技術革新を遮断するばかりか、民間の活動水準そのものを行政が統制するもの」というふうにしておりますけれども、恐らく、これは制度を今もって誤解されているのではないかという印象を私は持ちました。

気候変動を防止するに当たって、総量での排出削減が不可避な状況では、柔軟な対応を可能としつつ、削減を担保する施策が必要であって、事業者にとっては、その柔軟な対応を可能とする制度として今回、制度が構築されているというふうに私は認識しておりますので、それを今後も引き続きご理解いただく努力をしていただけたらと思います。

以上です。

- ○小早川会長 今のCOP13についての点は、事務局いかがでしょうか。
- ○小沼副参事 ありがとうございました。私どもも、今回、COP13の記述を加えたわけでございますけれども、今、委員のほうからご指摘のありました、ちょっと幅広い認識も足りなかったのかなという感覚もいたしますので、最終のまとめに向けて記述のほうを追加していく形で検討していきたいと思っております。
- ○小早川会長 中間のまとめの段階では、一応こういうことにしておいて、更に後を考えるということでいいかなと思っております。

はい、河口委員。

○河口委員 経済界からのご意見も私のほうにいただきましたし、直接それについてのご 説明もいただきました。お立場としては、そういうこともあるのかなというふうに理解を して、その気持ちはわかるんですけれども、基本的に今後どういう世の中になると考えて いるのかという、その温度差なのかなという気がいたしております。

20%とか、50%とか、場合によっては80とか90とか長期的に削減しないと、どういう 世界があるのかというと、もう我々がこういうふうな社会システムを維持できるような制 度ではないだろうという認識を持つ人と、そこまでいかないんじゃないのかなというふうに思われていて、それよりも経済のデメリットのほうが大きいというふうに考える方と、ある意味では生ぬるい対策をとり続けていると大変なことになるんじゃないかという認識と、生ぬるいけど経済を優先したほうが世の中よくなるという認識と、その認識の差でこういう違いが出てくると思うわけです。世界の共通認識であり、いろいろな事象が示していることは、本当に大幅に削減をしないと、というか、それ以外のオプションはあり得ないと思うんですね。「経済」か「環境」かと常に言われるんですけれども、これはもう「環境」しかあり得ないという認識に立って、その上で経済的にベストな方策というふうに発想を変えていかないといけないのかなと。

今回、提案された排出量取引も含めた柔軟な措置も含めた大規模な削減というのは、大規模事業者にはかなり大きく負担がかかっているようですけれども、全部を見ますと、家庭部門まで踏み込んであらゆるセクターでやっていこうという面では、そういう枠組みづくりになっている。メッセージとしては弱いかもしれないけれども、そういう枠組みづくりになっているということが1点。これは全員で削減していくと。その中でやはり力があって能力があって、かつ大きい大規模事業者にはもっと頑張ってもらいたい。その中で柔軟性措置として排出量を入れている。ただ、排出量の制度設計に関しては、かなりまだ穴があるというようなことも議論になりましたので、今後改善していかなきゃいけないということではあると思うんですけれども、単に反対をするというよりも、トレンドとしてこういった仕組みがないと本当の大幅な削減はできない。大幅な削減ができなかったらどういうことになるのかなと考えると、一番最終的な結論としてよい方向に、一番経済的に柔軟な措置というのを考えるほうにエネルギーを注いでいくべきではないか。

これをスタートラインとして、こういった考えをベースに経済的に不都合なところは改善していく。そういう発想で、これについては第一歩ということでよろしいのではないかと考えております。

- ○小早川会長 飯田委員。
- ○飯田委員 私のところにも、この意見は送られてきておったんですけれども、この意見の中身は後でコメントするとしまして、きょうも午前中には、国のほうの合同部会がありまして、大塚委員もご一緒でしたけれども、最終報告がとりまとめられました。温暖化政策を改めて振り返ってみると、国の施策は、実は一番最初の京都議定書の達成計画からというか、ひょっとして最初の大綱から、事実上ほとんど何も進歩しておらず、政策的な仕

組みは、政治的なハプニングででき上がったRPS法以外は、ほとんど何も進展していない。環境税は政治アジェンダにもほとんど乗らず、キャップ・アンド・トレード(国内排出量取引)は事実上先送りという形のまま、今回議論した「追加対策」で京都議定書の目標が達成できる根拠はほとんどないというのが、今、国の状況です。今、プラス 6.4%で、恐らく来年 2007 年度の数字が出たら、柏崎刈羽原発の全機停止の影響で、6.4%からまた跳ね上がって大幅に増えることは間違いないと思います。

国のそういう状況の中で、唯一制度的な取組みで率先しようとしている東京都の環境政策は、構造的に非常に重要になってきたということが逆に浮かび上がってきたということですね。そういった中で、国レベルで一斉にやるというのは心配だろうという経済界の方々の不安とか心配もわかります。そこで、環境省は自主排出量取引を先行してやっているわけです。一方で東京都が地域限定でこういう取組みをやるというのは、国全体で見たときには、非常にいい落としどころと言うと変ですけれども、地域限定でやることによって、課題も明らかになり、可能性も明らかになり、次の可能性に向けてより大きな取組みに広がっていくチャンスだと思います。経済界の方も、むしろ、そういうふうにポジティブに受けとめたほうがいいんじゃないか。幸か不幸か鉄鋼業とか大きなところは東京都にないので、それは引っかからないわけです。そうしてみると、東京都から国内排出量取引をスタートするというのは非常にリスクがなく、いわば社会的実験ができるということかと思います。整理すると、大きな構造で見たときには、東京都の役割は非常に重要であるとともに、我々日本社会全体にとっては非常に大きなチャンスであり、経済界にとってもチャンスであるというふうに見てもらったほうがいいと思います。

まクロに言うと、ここで書いてあることで、「具体的な問題指摘を行ってまいりましたが、具体的な回答がない」というのは、私もこのステークホルダー・ミーティングに参加していて、むしろ逆ではないかなと思います。どちらかというと質問の方に根拠のないのに対して、東京都は非常に丁寧に答えておられていたなというのが私自身も議論に参加している中での感想です。ホームページにも公開されておりますし、また次回1月にも開催されますので、むしろ、「公正な競争とか、技術革新を阻害する」という、抽象論で入り口から否定するのではなく、東京都の場合、既に算定・報告・公表制度を積み重ねてきて、やはり規制でないと無理なんだという具体的な論拠を示されているので、いや、そうではないんだという、逆に具体的な反論を経済界にしていただくほうが、次は実りある議論ができるかなというふうに、このデータをいただいて受けとめました。

以上です。

○小早川会長 ありがとうございました。ほかに。

それでは、藤井委員、森口委員。

○藤井委員 この問題は、私、前回 12月3日出張で欠席したんですけれども、先ほどの都の説明によれば、この文書の内容が違うということになります。そうすると、この団体がご意見をそれぞれ送ってきたのは事実ですから、都の側の手続上での瑕疵がないということならば、これら団体の言い分はウソということになる。ですから、それぞれの団体はどういうつもりでこうした意見を出されたのかということを含めて、この審議会にお呼びして事情を聞いたらどうでしょうか。パブリックコメントを中間まとめの後にとるわけですけれども、その後にでもやれるのではないでしょうか。この場に呼んで、来られれば意見を聞けばいいし、来られなければ、向こうが説明できないということになります。いずれにしても、公式のこういう会議のそれぞれの委員に意見書を送ってきたわけですから、各委員が意見書をどう読むかは、それぞれのご判断でいいんですけれども、手続面で、もし間に合うならば、都のほうがうそを言っているのか、この人たちがうそを言っているのかということを、ちゃんと公平な場でご議論いただいたほうがいいんじゃないかなという気がしますね。

○小早川会長 今のご発言のような感じも、私もしないでもなかったこともありまして、 とにかくきょうの審議会で取り上げて、こちらとして、それだけの対応はしようというふ うに考えた次第で、今いろいろご発言がありましたところも、議事録としては残り、かつ 公表されるということになると思いますが、その後の取扱いについては、ちょっとお任せ いただきたいと思います。

森口委員どうぞ。

○森口委員 私も基本的に藤井委員がおっしゃったことと同様の趣旨のことを申し上げようと思ったんですが、見解の相違ということがあるのかもしれないなと思います。私、審議をしばらく欠席したままで大変申し訳ございませんでしたし、また何かの手違いか、どういうことかわかりませんが、私自身はまだこの意見書は受けとっておりませんけれども、これを拝見しまして、ステークホルダー・ミーティングというような形をとられながら、こういった意見が出てきてしまうということ自身は大変残念であると思います。中身がどうこうということについては十分議論を尽くさなければいけないはずですが、見解の相違があると、そこを埋めようと、そういったことをちゃんと民主的な手続にのっとってやっ

たということを残そうとしてステークホルダー会議をやられたのではないかなと思います。 そういった意味で、これまでは特に末尾に書かれて、意見が出された事実すら記載されて いないというようなことが、少なくとも、きょうのとりまとめの案の中で改善されている ということがあれば、それはそれで結構かと思います。

そういう意味で、特に具体的にお尋ねしたいのは、今日の綴じられている資料の末尾に、「東京都環境審議会における検討経過」という紙がございますけれども、ここの中に「賛否両論にわたる活発な意見交換が行われた」と書いてございますので、そこの中で反対意見があったということを書いたということをもって、この意見書の下から2段目のご指摘に応えたということになるのであれば、それで一つのご説明かと思いますので、ちょっとそのあたりの事実関係を都のほうにお教えいただければありがたいなと思います。

〇小早川会長 今のご趣旨は、ステークホルダー・ミーティングで確かにいろんな意見が 出たということは、この審議会としても、先ほど事務局から説明がありましたように、資料として出してもらっていますし、そういう意味で承知はしているわけですが、そういったことを、この中間のまとめでどういうふうに位置づけるかと……。

○森口委員 申し上げたかったことは、十分そういった議論があった、様々な意見があったということは、この審議の場に提供され、かつ、それが当然審議にも、もちろん参考とはなっているんだと思うんですけれども、恐らく、そのことの事実が確認されないと、この中間とりまとめの紙になったものの中で、そういうことが書かれていないということに関して、経済界のほうからご指摘があるのではないかなと思います。この末尾の資料の中で、「賛否両論にわたる」ということを書かれたこと、あるいはとりまとめの1ページの中に「寄せられた様々な意見も参考にしている。」と書かれた中で、これに対する説明責任は十分に果たしているというふうにお考えなのかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

- ○小早川会長では、差し当たり、事務局からお願いします。
- ○小沼副参事 当然、この環境審議会における議論と、またもう一つの場として、先ほど 来議論になっておりますステークホルダー・ミーティングというところで幅広く関係者の 方との意見交換をしていると、2つの場があるわけでございます。

今回お示しをしています資料の1ページをご覧いただきたいと思うんですが、この環境 審議会での審議の過程、経過のほうはここにつづられておりますけれども、それの際に、 下のほうにステークホルダー・ミーティングでの様々な議論、意見というのも、この審議 会での参考にしているということで、先ほど来説明していますとおり、随時、ステークホルダー・ミーティングでの資料ですとか、各経済界から寄せられている意見というのを、 こちらの審議会でもご報告しているところでございます。

また、改めて一番最後の環境審議会における審議経過の下にステークホルダー・ミーティングの結果を載せましたのも、一つ審議会としての見解に加えて、前回の審議会におきまして、もう一つのステークホルダー・ミーティングの場で賛否両論にわたる議論というのが実際にあったんだというところを記述していただきたいというご意見もありましたので、改めてここでその旨を記述したところでございます。

ただ、その賛否両論すべてについては別の場、ステークホルダーのミーティングの場でも議論いただいていることでございますし、ここにアドレスを記載しておりますとおり、しっかりと資料、それから議事録についても公開しておりますので、そちらのほうについては、また別の場での公開ということで対応しているところでございます。

- ○小早川会長 よろしゅうございましょうか。富田委員どうぞ。
- ○冨田委員 ありがとうございます。私の立場はちょっと微妙なところにあるわけで、ど ういうことを申し上げようかというのをずっと考えていました。

14ページの「その他の意見等」のところで、公平な割り当てが困難と書かれ、また具体的な割り当ては、こういうふうにやるから公平なんだ、というところまでは事務局からは提示はされていない。これからの課題ということだろうと思いますが、その難しさは認識すべきだと私は思っております。

確かにステークホルダー・ミーティングで産業界も含めて幅広く意見を聞かれているということは承知しておるわけですが、その回答も事務局から、東京都から出ていると。しかし、厳しい規制を受ける業界としては、そのお答えではまだ十分ではなく、納得できないということから、この意見書が出てきたと思います。

したがって、その他意見でも書いていただいておりますけれども、制度設計に当たっては、更に十分意見を聞いて慎重に対応していただきたいということです。

この中間まとめ全体を見て、私がちょっと危惧をするのは、あたかも大規模排出者と環境についてもっとやらなくてはいけないと思う方々の対立みたいな、そんな格好になるのは非常に不幸だと思います。

この温暖化の傾向というのはこれまでも続いているし、仮に東京都の排出が今半分にな

ったとしても、あるいは日本の排出が半分になったとしても、温暖化傾向というのは続くわけです。それで何が脅威かというと、直接の脅威への対処としては、今回は記載していただいていますけれども、対応策というところでやっていかなくてはならないと思います。それではCO2の濃度が上がっていくことを抑えなくてはいけないという脅威はどこに現れるかというと、実は私たちの子ども、あるいはまだ生まれてこない人間への脅威であり、それを今自分たちはやらなくてはいけないんだと、そういう意識を持たなくてはいけないと思います。それは、当然、大規模排出事業者も持たなくてはいけないし、都民一人一人の人間が思わなくてはいけない。

そういう観点で、この中間まとめを読んだときに、一方では便利さ、豊かさを犠牲にするわけではないというようなことが書かれていて、そうすると、今の暮らしそのまま続けていいのかなと思うようなことになってもいけないと思うんですね。我々それぞれ一人一人の問題だというメッセージがいかに伝わるかというのが大事ではないかなと思います。そういうことを最終のまとめに向けて、審議会としても議論していく必要があるのではないかと感じました。

○小早川会長 ありがとうございました。おっしゃられたとおり、これからパブリックコメントもございますし、審議会として更にバランスのいい最終のまとめにしていくということだと思いますが、よろしゅうございましょうか。

河口委員どうぞ。

○河口委員 こういう審議会だとしょうがないかもしれないんですが、最近の温暖化の傾向を見ますと、例えば、今のCO2の濃度は 380ppm で、過去 256 年間で 101 上がったうちの、過去 10 年間で 19.3 上がっているという結果がこの間出ていますが、ということは、256 年分の 5 分の 1 を過去 10 年でやっていると、加速化していると。10 年前に 1 年間議論してよかったことは、今では 3 カ月ぐらいで議論しなきゃいけないと。こういう案が出て、これはかなり問題がいろいろと不都合というか、穴もいっぱいあるというような指摘はいっぱいしているわけで、そういう面で産業界の方はこれをされても、逆に混乱するだけだという意見は、それはそれで生産的にいい仕組みをつくっていこうという上ではいいんですけれども、ただ、制度をつくることに反対だということでは何も進まないのではないかなと。

世の中のトレンドから言いまして、幾ら排出権がうまくいかない、EUでうまくいっていないという話があっても、EUでは、それはやめて別なことを考えようということには

絶対になっていないわけで、逆に、それをいかによくしていくかというのが、世の中の大きな潮流であります。その潮流だというふうに私は感じているんですけれども、単なるさざ波というふうに考えていらっしゃる方もいるかもしれないんですが、それを潮流だと考えれば、いい方向へその潮流を誘導していくというのは生産的ですけれども、潮流に戦っても、幾つかはそのうち押し流されるということになるのであれば、何が生産的でやるべきなのか。将来の孫子、自分の子どもの世代もどうなるかわからないという恐怖を持つ中で、それを考えたらば、ベストな形で潮流を流していって最適な解をどこにするのかというようなことで、都のほうも、産業界のほうも少し議論を整理していただければ非常に生産的な、せっかくスタートラインとしてはいいたたき台と思いますので、これをいい形にしていくというふうに議論していただければと思います。

すみません、途中で退席させていただきます。

○小早川会長 ありがとうございました。

それぞれ大変真摯なご発言が続きましたので、いかがでしょうか、もしよろしければ、 大分時間も回っておりますのでこの程度にさせていただきたいと存じます。よろしゅうご ざいましょうか。

それでは、本日、委員の皆様からいただきましたご意見は、今後最終のまとめに向けた 検討に十分に反映させていただきます。

私、さっきも申し上げましたが、会長と部会長と両方立場が重なっておりますけれども、 この部会報告であります「中間のまとめ(案)」を審議会として了承したいと存じますが、 よろしゅうございましょうか。

## (「異議なし」の声あり)

○小早川会長 ありがとうございました。ご了承いただいたわけであります。部会報告に つきまして適当であるというご承認をいただきました。

それでは、皆様にご承認いただきました内容に沿いまして、都知事へ「中間のまとめ」 をご報告させていただくことにいたします。

ただいまから吉川局長に「中間のまとめ」をお渡ししたいと存じます。

## [「中間まとめ」の手交]

- ○小早川会長 それでは、ここで吉川局長よりご挨拶をいただきます。
- ○吉川局長 ただいま、小早川会長から、「中間のまとめ」をいただきました。本当に熱心 なご議論をいただきまして、心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

先ほど来ご意見をいただきまして、年明けにはパブコメを聴取し、かつステークホルダー・ミーティングも更に重ねまして、都民の皆様、それから経済団体の皆様をはじめ、多くの関係団体の皆様の意見を十分伺いまして、私としては、先ほど来の気候温暖化のもたらしている危機というんでしょうか、首都東京として、何とか地球温暖化に対処していくための東京発のグローバルルールメーカーというんでしょうか、グローバルルールを発信していきたいという決意でございます。

引き続き環境審議会の先生方には、最終まとめに向けて更なるご尽力、ご協力をいただければありがたいと思います。

本日はまことにありがとうございました。

○小早川会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了となります。

これ以降につきましては、事務局にお願いいたします。

○山下課長 委員の皆様、まことにありがとうございました。

最後に、本日、中間のまとめをご報告いただきましたが、今後のスケジュールにつきま して、若干、ご説明申し上げます。

お手元配布の右肩に資料2と書いてございます「今後のスケジュール」をご覧いただけ ればと存じます。

これは過去の経緯から記載してございますが、中ほど下段に本日の総会が書いてございます。今後が四角で囲ってございますが、来週 26 日から1カ月間、この中間にまとめにつきましてパブリックコメントを実施させていただきまして、2月には再度特別部会におきまして、最終のまとめに向けたご審議をいただきたいというふうに考えてございます。そして3月に環境確保条例の改正についてのご答申をいただければというふうに考えてございます。東京都といたしましては、平成 20 年度の条例改正を目指していきたいというふうに考えてございます。

それでは、これをもちまして第 31 回東京都環境審議会を閉会させていただきます。まことにありがとうございました。

午後6時06分閉会